

# へきしんテレホンサービス利用規定

## 1. (へきしんテレホンサービス)

へきしんテレホンサービス(以下「本サービス」といいます)は、契約者ご本人(以下「依頼人」といいます)の占有・管理する端末機による依頼にもとづき、本サービスのご利用口座として届出の依頼人名義の預金口座(以下「指定口座」といいます)について、取引内容や残高等の照会・通知を行う場合に利用できるものとします。

本サービスの利用に関する依頼人と当金庫との間の契約は、当金庫所定の方法による依頼人の申込みに基づき、当金庫が当該申込を適当と判断した場合に成立するものとします。依頼人においては、契約成立後に本サービスの利用が可能となります。

## 2. (照会)

(1) 照会に利用できる端末機は次のとおりとします。

- ① ダイヤルホン式電話  
(以下「ダイヤルホン」といいます)
- ② プッシュホン式電話  
(以下「プッシュホン」といいます)
- ③ ファクシミリ
- ④ VALUX

(ホームユース手順・スーパーパソコン手順)

(2) 本サービスにより指定口座の照会を行う場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末機により操作してください。

(3) 前項の操作により、当金庫で受信した暗証番号ならびに指定口座の支店番号、科目コードおよび口座番号(以下「口座番号等」といいます)が、届出の暗証番号および指定口座の口座番号等と一致した場合には、当金庫は、送信者を依頼人とみなし、当金庫が受信した照会内容に対応する情報を依頼人の端末機に返信します。

(4) 前項にもとづき当金庫が送信した情報につき、依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当金庫はすでに送信した情報について変更または取消をすることがあります。

## 3. (通知)

(1) 通知に利用できる端末機は次のとおりとします。

- ① ダイヤルホン

② プッシュホン

③ ファクシミリ

(2) 本サービスにより通知を受信する場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末機より操作してください。

(3) 前項の操作により、受信者が入力した確認コードが正当な確認コードであった場合、または受信者が入力した暗証番号が届出の暗証番号と一致した場合には、当金庫は、受信者を依頼人とみなし、指定口座の明細情報を依頼人の端末機に送信します。

(4) 前項にもとづき当金庫が送信した情報につき、依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当金庫はすでに送信した情報について変更または取消をすることがあります。

## 4. (手数料等)

本サービス利用期間中は、毎月、別にお知らせした基本手数料をお支払いいただきます。

基本手数料の引落口座は依頼人が指定した口座とします。ただし、依頼人の指定がない場合は、本サービス指定口座とします。

## 5. (取引内容の確認)

依頼人と当金庫の間で取引内容、残高等に疑義が生じたときは、当金庫が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。ただし、かかる記録内容が事実と異なることを依頼人が証明した場合にはこの限りではありません。

## 6. (暗証番号の管理)

(1) 暗証番号は、依頼人自らの責任をもって厳重に管理していただくものとします。

(2) 暗証番号は、当金庫所定の方法により指定してください。また、指定にあたっては、他人から推測可能な番号の指定は避けるとともに、他人に知られないように厳重に管理してください。

## 7. (免責事項)

(1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(3) 電話回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより依頼人の暗証番号、取引情報等が漏洩した場合、当金庫は、所定の安全措置を提供している限り、そのために生じた損害について責任を負いません。

#### 8. (届出事項の変更)

(1) 暗証番号、指定口座、名称、商号、住所、電話番号その他届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に届出を行わなかったことで生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 前項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合、あるいはお客様が正当な理由なく到達を妨げた場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 9. (解約)

(1) この取扱いは、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。ただし、当金庫への解約の通知は書面によるものとします。

(2) 当金庫が書面により解約の通知を届出の住所にあてて発送した場合に、その通知が不着等の事由により依頼人に到達しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

(3) 依頼人が本サービスにおける指定口座の解約を行った場合は、自動的に本サービスも解約されるものとします。

(4) 依頼人に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫は依頼人に事前に通知することなく解約または取引通知を停止できるものとします。

① 一定期間にわたり、取引通知がエラーとなった場合。

② 一定期間にわたり、指定口座の利用がない場合。

③ 依頼人が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用を中止する必要があると判断した場合。

④ 当金庫に支払うべき本サービスの基本手数料を支払わなかった場合。

#### 10. (届出印)

(1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、あらかじめお届出の印章（または署名）

を使用してください。

(2) 当金庫は、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については責任を負いません。

#### 11. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、総合口座規定、当座勘定規定およびカードローン契約規定により取扱います。

#### 12. (サービス内容・規定の変更等)

(1) 本サービス内容あるいは本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

#### 13. (契約期間)

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当金庫から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

以上